

浄化槽整備・普及啓発事業費奨励交付金における 既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の処分費交付基準

浄化槽整備・普及啓発事業費奨励交付金交付要綱に定める既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の処分費については、次の各号全てを満たすものについて交付することができるものとする。

この基準は、平成20年12月1日以降に市町村に提出される実績報告書から適用する。

- 1 処分する既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽については、「①清掃」、「②消毒及び汚泥処理」、「③撤去」、「④運搬から最終処理までの廃棄物としての処理」の全てが行われるものであること。
- 2 撤去とは、既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を掘り起こし、完全に除去するものであること。ただし、住宅と一体として設置された汲み取り便槽については、住居の場合にあっては、住宅の外壁より外側の部分を完全に除去するものであること。
- 3 実績報告書において、「①清掃」、「②消毒及び汚泥処理」、「③撤去」の実施が写真により確認できること。撤去の写真については、撤去した浄化槽又は便槽の状況、撤去場所の埋め戻し前の状況が確認でき、完全に除去したことが確認できるものであること。
- 4 「④運搬から最終処理までの廃棄物としての処理」については、産業廃棄物管理表（マニフェスト）により確認ができること。

《浄化槽に関するお問い合わせ》

埼玉県環境部水環境課

さいたま市浦和区高砂3丁目15番地1
048-830-3083(直通)

羽生市役所環境課環境保全係

羽生市東6丁目15番地

048-561-1121(内線295)